平成２２年度

熊谷市自治基本条例審議会

会　議　資　料

日　時：平成２２年１１月２６日（金）
　　午前１０時から
場　所：熊谷市役所３０３会議室

平成２２年度　熊谷市自治基本条例審議会　次第

日時：平成２２年１１月２６日（金）午前１０時
場所：熊谷市役所３０３会議室

１　開　会

２　委嘱状の交付

３　市長あいさつ

４　委員の紹介

５　会長・副会長の選出

６　議　事
⑴　熊谷市自治基本条例の推進状況について（資料１）

⑵　その他

７　閉　会

熊谷市自治基本条例審議会委員名簿

No.	委員区分 （条例第３条第２項による区分）	氏　名	備　考
1	第１号	山口　雅功	立正大学社会福祉学部教授
2	第１号	依田　悦代	
3	第１号	出浦　尚明	
4	第１号	高橋　明代	
5	第１号	新　　秀明	
6	第１号	小谷野　操男	
7	第１号	上村　悦子	
8	第２号	金井　亮典	
9	第２号	飯村　康夫	
10	第２号	吉田　貴子	

（敬称略）

自治基本条例推進状況検討資料

※凡例　指標の◎は、総合振興計画の成果指標と共通
〇は、自治基本条例独自の成果指標

第１条（目的）関係

市民主体のまちづくりを推進し、豊かで活力ある地域社会を実現します

主な取組み

・熊谷市自治基本条例の制定
・熊谷市第一次総合振興計画の策定『川と川　環境共生都市　熊谷』

今後の取組み

・市民との協働でまちづくりを進めるためのルールである自治基本条例を上手に使いながら、総合振興計画の施策を着実に推進する。
・さまざまな指標を使いながら、市政運営に自治基本条例の精神がいかされて運用されているか把握する。

指標

〇自治基本条例を知っている人の割合
〇市民参加及び協働の取り組みを知っている人の割合

市民生活の現状および満足度についてのアンケート調査より

設　　問	割合
あなたは、熊谷市が「自治基本条例」を制定し、参加と協働のまちづくりを進めていることを知っていますか。	15.8%
あなたは、市民参加及び協働の取組みとして、審議会等の委員の公募や意見公募手続（パブリックコメント）、協働事業提案制度などが行われていることを知っていますか。	13.6%

※アンケート配布数 3,000　　回収数 1,203（40.1%）

第３条（市民参加の原則）関係

市民に市政への参加の機会を保障します

第４条（協働の原則）関係

知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めます

主な取組み

・「熊谷市　市民との協働のまちづくり指針」に基づく事業実施
・「熊谷市職員パートナーシップマニュアルⅠ」の実践
・「パートナーシップマニュアルⅡ〔協働事業の展開編〕」に基づく事業実施

指標

◎協働事業提案制度における提案数

総合振興計画での現状値	平成 21 年度協働提案事業 ⇒平成 22 年度実施事業	めざそう値５年後
－	7 件	5 件

タイトル	概　　要
高齢者パソコン教室	特に農村地域の高齢者が地域社会との交流を図れるようにするために、インターネットのアクセス方法およびメールの送受信など簡単な操作が習得できる教室を開催する。
さくら教室サポート支援	毎週水曜日の午後に実施しているスポーツ活動、および埼玉県総合教育センター江南支所で行われる「農と緑のふれあいスクール」の体験活動において、児童・生徒を指導する3人の教育相談指導員をサポートする。
地域のふるさとの森保全	地域に残された里山再生保全を目的とし、第2日曜日に、地域住民、奉仕団体、企業、学生等の参加で、下草刈作業、竹林・雑木の間伐、枝打ち作業、落葉の収集、ツツジなどの植栽を行い、魅力ある里山作りを行う。
おおさと桜サポーター	玉作、相上地内の和田吉野川右岸堤内地法面(のりめん)には、桜並木が1.4km植樹されているが、手入れが行き届かなく成長が悪いため年2回の除草と施肥、薬剤散布を行うことにより、桜の成長を助け、大里地域に桜の名所をつくる。
段ボールコンポストゴミ減量	集積所に出される燃えるごみの削減ができる様に、生ごみを家庭で手軽に堆肥化する「段ボールコンポスト」の使用方法を広める講座を開催する。
小江川地区1,000本桜	里山に桜苗木「ソメイヨシノ」の植栽作業と維持管理等々、多くの皆さんと汗をかき、達成感を共有しながら、いつの日か「小江川1,000本桜」が世間の話題に上る情景に思いを馳せ、次世代へ残す協働活動とする。
認知症サポーター養成講座	厚生労働省の指定機関が養成したキャラバンメイトが、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を、地域や職域、学校等市民に伝え、「認知症サポーター」を養成する。

第５条（情報共有の原則）関係

まちづくりに関する情報を共有します

主な取組み

・市報くまがやの発行
・市ホームページの運営
・情報公開条例による情報の公開
・あついぞ.com（熊谷地域ポータルサイト）
・チャレンジ・ステージくまがや（熊谷市企業紹介支援サイト）

指標

◎ホームページのアクセス数

	総合振興計画での現状値	平成20年度	平成21年度	めざそう値5年後
市ホームページ	600,000	1,135,069	1,174,509	900,000
あついぞ.COM	108,000	357,216	650,661	180,000
チャレンジ・ステージくまがや		14,142	15,749	－

第１３条（市民参加及び協働の推進）関係

参加及び協働によるまちづくりを推進し、その体制も整備します
政策形成過程に市民が主体的に参画できるようにします
情報の提供、相談等市民との連携を図ります

主な取組み

・市民活動支援センターの運営
・市民活動保険への加入
・「はじめの一歩助成金」の交付
・公園サポーター制度の活用

指標

◎市内のＮＰＯ法人の数

総合振興計画での現状値	現　在	めざそう値5年後
36 法人	52 法人	45 法人

◎市民活動団体の登録数

総合振興計画での現状値	現　在	めざそう値5年後
37 団体	74 団体	70 団体

◎市民活動講座への参加者数

総合振興計画での現状値	現　在	めざそう値5年後
－	2 回実施　29 団体　58 名参加	300 人

◎市民活動保険登録団体数

総合振興計画での現状値	現　在	めざそう値5年後
683 団体	895 団体	900 団体

○市民活動支援センターの利用状況

現　在
102 団体が登録し利用

◎公園サポーター制度を導入している割合

総合振興計画での現状値	現　在	めざそう値5年後
32%	67%	80%

○計画等策定時の市民参加の状況

No.	件名	市民参加の状況
1	熊谷市景観条例	意見公募手続 意見の提出者数 1 人　　意見の件数 4 件
2	熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例	意見公募手続 意見の提出者数 0 人　　意見の件数 0 件

No.	件名	市民参加の状況
3	熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）	意見公募手続 　意見の提出者数 0 人　　意見の件数 0 件 児童福祉審議会 　委員 16 人（公募委員 2 人含む） 　会議開催回数 5 回 　次世代育成支援行動計画（後期計画）（案）等について審議 ニーズ調査 ①就学前児童調査(保護者対象)配布 1,800、回収 1,197(66.5%) ②小学校児童調査(保護者対象)配布 1,200、回収 795(66.25%)
4	熊谷市情報化推進計画「e-くまがや ICT 推進プラン」	意見公募手続 　意見の提出者数 1 人　　意見の件数 9 件
5	熊谷市生活排水処理基本計画	意見公募手続 　意見の提出者数 0 人　　意見の件数 0 件

第１４条（審議会等の委員の選任）関係

委員の一部を公募し、男女の均衡等委員の構成に配慮します

指標

◎各種審議会への女性の登用率

○委員公募を実施している審議会等の割合

	附属機関等の数				附属機関等の委員の数		
		うち公募している数	うち女性がいる数	休止中		公募委員の数	女性委員の数
附属機関	47	17	35	7	506	61	127
その他	6	0	3	3	23	0	6

	公募している機関の割合			女性がいる機関の割合		
	今回調査	前回調査	増減	今回調査	前回調査	増減
附属機関	42.5%	43.2%	△0.7%	87.5%	86.4%	1.1%
その他	0%	20.0%	△20.0%	100.0%	60.0%	40.0%

	公募委員の数の割合			女性委員の数の割合		
	今回調査	前回調査	増減	今回調査	前回調査	増減
附属機関	12.1%	11.6%	0.5%	25.1%	23.2%	1.9%
その他	0%	4.2%	△4.2%	26.1%	16.7%	9.4%

◎男女共同参画が進んでいると思う市民の割合

市民生活の現状および満足度についてのアンケート調査より

設　　問	総合振興計画での現状値	今回調査	めざそう値５年後
あなたは、普段の生活の中で男女共同参画が進んでいると思いますか。	43%	48.6%	50%

※アンケート配布数 3,000　　回収数 1,203（40.1%）

第１５条（コミュニティ）関係

自主的にコミュニティの活動に参加します

コミュニティの育成を図り、その活動を支援します

主な取組み

・市民まごころ運動推進事業（校区連絡会の支援）の実施

・自治会活動推進事業の実施

指標

◎地域コミュニティ活動に参加したことのある市民の割合

市民生活の現状および満足度についてのアンケート調査より

設　　問	総合振興計画での現状値	今回調査	めざそう値５年後
あなたは、校区連絡会や自治会などが行っている地域コミュニティ活動に参加していますか。	30%	34.7%	40%

※アンケート配布数 3,000　　回収数 1,203（40.1%）

第１６条（情報の提供）関係

市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供します

指標

◎「市報くまがや」に満足している市民の割合

市民生活の現状および満足度についてのアンケート調査より

設　　問	総合振興計画での現状値	今回調査	めざそう値５年後
あなたは、「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していますか。	65%	69.4%	70%

※アンケート配布数 3,000　　回収数 1,203（40.1%）

◎市ホームページのアクセス数（再掲）

◎地域ポータルサイトのアクセス数（再掲）

	総合振興計画での現状値	平成 20 年度	平成 21 年度	めざそう値5年後
市ホームページ	600,000	1,135,069	1,174,509	900,000
あついぞ.COM	108,000	357,216	650,661	180,000
チャレンジ・ステージくまがや		14,142	15,749	－

第１７条（個人情報の保護）関係

個人情報を適正に管理します

主な取組み

・個人情報保護条例による適正な取扱い

・情報セキュリティーポリシーによるセキュリティー対策

第１８条（説明責任）関係

政策形成過程を、市民に分かりやすく説明します

主な取組み

・審議会等の会議の公開

・会議概要の公開

指標

○審議会等の会議及び会議概要の公開

	会議				資料及び会議録			
	公開	一部非公開	非公開	特に規定なし	公開	一部非公開	非公開	特に規定なし
附属機関	15	3	7	15	16	3	6	15

	一部非公開または非公開とした場合の理由		
	(1)	(2)	(3)
附属機関	5	4	1

【理由】

(1)当該附属機関の法令又は条例(規則及び規程を含む。)の規定により、会議が非公開とされているため。

(2)熊谷市情報公開条例(平成17年条例第10号)第7条第1項に規程する非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。

(3)当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるため。

第１９条（応答責任）関係

市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答します

指標

○ハートフルミーティングでの提案等の件数

	平成20年度	平成21年度
実施回数	21	19
意見数	306	294

○「市長へのメール・手紙」の受信件数

	平成20年度	平成21年度
市長へのメール	196	219
市長への手紙	159	207

第２０条（意見公募手続）関係

重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意見公募手続を実施します

主な取組み

・熊谷市意見公募手続の実施

指標

○意見公募手続の実施件数

	平成 20 年度	平成 21 年度
実施件数	10	5
意見等の数	68	13

第２１条（都市経営）関係

健全な財政運営に努めます

主な取組み

・行政改革大綱後期実施計画の策定

指標

◎一人あたりの市債残高

	総合振興計画での現状値	平成 20 年度末	平成 21 年度末	めざそう値 5 年後
一人あたり市債残高	487,077 円	450,821 円	436,102 円	431,000 円

◎市税の納税率

		総合振興計画での現状値	平成 21 年度	めざそう値 5 年後
納税率	現年度	97.90%	97.51%	－
	滞納繰越分	17.32%	20.76%	－
	計	90.41%	90.85%	92%
埼玉県内での順位		28 位	23 位	－

◎自主財源比率

	総合振興計画での現状値	平成 20 年度末	平成 21 年度末	めざそう値 5 年後
自主財源	38,778,373 千円	41,387,762 千円	43,324,756 千円	－
歳入合計	59,813,434 千円	62,029,959 千円	64,008,158 千円	－
自主財源比率	64.8%	66.7%	67.7%	68％

※自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。

第２２条（行政評価）関係

行政評価を実施し、その結果を公表します

主な取組み

・行政評価システムを活用した行政評価を実施

熊谷市自治基本条例

平成１９年９月２８日

条例第３０号

目次

前文

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　基本原則（第３条－第５条）

第３章　市民の権利及び責務（第６条－第８条）

第４章　議会の責務（第９条・第１０条）

第５章　市長及び職員の責務（第１１条・第１２条）

第６章　参加及び協働（第１３条－第１５条）

第７章　市政運営（第１６条－第２２条）

第８章　自治基本条例審議会の設置（第２３条）

第９章　条例の位置付け等（第２４条・第２５条）

附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想(おも)い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚

し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第２条　この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

⑴　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

⑵　事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。

⑶　まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。

⑷　協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。

⑸　コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第２章　基本原則

（市民参加の原則）

第３条　まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則と

します。

（協働の原則）

第４条　市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

（情報共有の原則）

第５条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第３章　市民の権利及び責務

（市民の権利）

第６条　市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

２　市民は、市政に関する情報を知ることができます。

（市民の責務）

第７条　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

２　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。

３　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

（事業者の責務）

第８条　事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

第４章　議会の責務

（議会の責務）

第９条　議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

２　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第１０条　議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

２　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第５章　市長及び職員の責務

（市長の責務）

第１１条　市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

２　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）

第１２条　職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽に努め、誠実かつ公正に職務を行います。

２　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第６章　参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）

第１３条　市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

２　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

３　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。

（審議会等の委員の選任）

第１４条　市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

（コミュニティ）

第１５条　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。

２　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第７章　市政運営

（情報の提供）

第１６条　市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

（個人情報の保護）

第１７条　市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

（説明責任）

第１８条　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

（応答責任）

第１９条　市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。

（意見公募手続）

第２０条　市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

（都市経営）

第２１条　市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

２　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

（行政評価）

第２２条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ

効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

２　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第８章　自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）

第２３条　この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

２　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第９章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）

第２４条　この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

（条例の見直し）

第２５条　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附　則

この条例は、平成１９年１０月１日から施行します。

熊谷市自治基本条例審議会条例

平成１９年９月２８日
条例第３１号

（趣旨）

第１条　この条例は、熊谷市自治基本条例（平成１９年条例第３０号）第２３条第２項の規定に基づき、熊谷市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、熊谷市自治基本条例の推進について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するとともに、必要に応じ建議することができる。

（組織）

第３条　審議会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　知識経験を有する者

⑵　公募による市民

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。